

平成27年度の保険料をお知らせします

～後期高齢者医療制度～

後期高齢者医療被保険者証を、8月1日(土)に更新します。新しい被保険者証と平成27年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付しますので、確認してください。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061 各振興局市民福祉課

兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎078-326-2021

《保険料額の計算方法》

保険料額 (年額) 〔注1〕	=	均等割額 47,603円	+	所得割額 (総所得金額等〔注2〕 - 33万円) × 9.70%
----------------------	---	-----------------	---	-------------------------------------

〔注1〕 保険料額(年額)の上限は57万円です。

〔注2〕 総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません。

※保険料を決定する基準日は、原則、4月1日です。

※年度途中で資格取得または喪失したときは、保険料を月割りで計算します。

※日高町羽尻、出石町奥小野、但東町天谷の方は、特例で保険料率が異なります。

年間の保険料は一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者一人一人が支払います。平成27年度の保険料額は、7月中旬ごろ送付予定の保険料額決定通知書でお知らせします。

保険料額の通知

《均等割額の軽減》

軽減割合	総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	
9割	基礎控除額(33万円)	被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円
8.5割		上記以外
5割	基礎控除額(33万円) + 26万円 × 被保険者の数	
2割	基礎控除額(33万円) + 47万円 × 被保険者の数	

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

前年の所得に応じて保険料額が軽減されます。

① 均等割額
同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成26年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、左表のとおり軽減されます。

所得の低い方の軽減

② 所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等 - 基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の方は所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額は掛からず、均等割額が軽減されます。

特例として、平成27年度は均等割額が9割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象になりません。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、対象となる年金額で異なります。年金が年額18万円以上の方は、原則、年金天引きとなります(特別徴収)。

特別徴収以外の方は、納付書や口座振替となります(普通徴収)。

年度途中で新たに被保険者になった方(年齢到達〔75歳〕、障害認定、転入など)や保険

料額が変更になった方は、普通徴収となります。

《特別徴収》

年6回の年金の定期支払の際に、年金から差し引きします。

《特別徴収の納付月》

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年度の2月(6期)の徴収金額と同額			7月に確定する保険料年額から仮徴収額を差し引き、3回に分けた額		

※保険料は特別徴収が原則ですが、口座振替による納付方法に変更することができ、変更を希望する方は、市民課国保医療係で手続きしてください。

《普通徴収》

7月から翌年3月まで、年9回に分けて納付していただきます。

※口座振替がお勧めです!

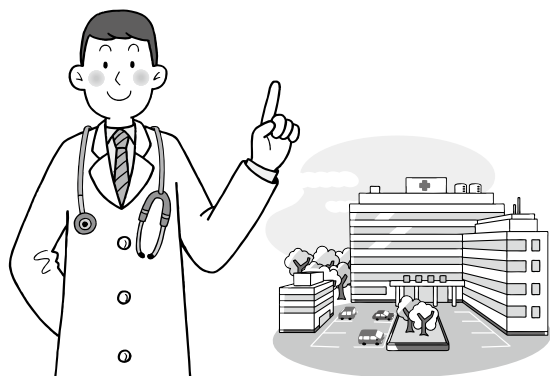
保険料の支払いは、口座振替が便利です。指定の金融機関で手続きをしてください。

被保険者証を更新します

被保険者証

被保険者証の更新は、毎年8月1日です。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示し、受診してください。

保険料の納付状況により、有効期間が短い被保険者証（短期被保険者証）を交付することがあります。未納がある場合は早めに納付をお願いします。納付が困難な場合は、早めに相談してください。



限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税（低所得Ⅰ・Ⅱ）の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」）を提示することで、医療機関ごとに1カ月に支払う自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。ただし、保険診療分が対象です（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージなどの施術は除く）。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付します。対象となる方で新たに減額認定証の交付を希望する方は、市民課国保医療係で申請してください。



《医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等》

区 分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] (注1)	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方(注3)。ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない方(注4)は、市の担当窓口申請することで一般の区分になります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています。】
一般		12,000円	44,400円		現役並み所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰ以外の方
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円	210円 [160円] (注2)	世帯全員が住民税非課税 低所得Ⅰ以外の方 各所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円の方
	Ⅰ		15,000円	100円	

- (注1) []内は過去12カ月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
- (注2) []内は過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)
- (注3) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、1割負担になります。
- (注4) ・被保険者が1人の場合…被保険者の収入が383万円未満
・被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合…被保険者と70歳以上75歳未満の方の収入合計が520万円未満
・被保険者が2人以上いる場合…被保険者の合計収入が520万円未満

